平成２３年（フ）第２３号
山形県最上郡最上町大字本城215番地
債務者　結城　雅寿
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２０６号
岐阜市芥見清水105番地
債務者　山﨑　茂行（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
山口県宇部市大字東須恵3519番地２　サバービアしらい110号、旧住所山口県宇部市大字中野開作190番地１
債務者　渡邉　峰雄
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８３号
佐賀県西松浦郡有田町立部乙2121番地２
債務者　弘川美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１６号
佐賀県伊万里市脇田町3322番地　フォレストヴィラ205、住民票上の住所佐賀県伊万里市大坪町丙2118番地３
債務者　犬塚　泰子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙772番地
債務者　一ノ瀬浩輔
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４１号
群馬県みどり市笠懸町鹿98番地24
債務者　石岡　武紀
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４２号
群馬県みどり市笠懸町鹿98番地24
債務者　石岡　和代
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４１号
岐阜県可児市大森2186番地41
債務者　兼松　茂樹
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４２号
岐阜県加茂郡富加町大山967－１、住民票上の住所岐阜県岐阜市前一色２丁目13番７号
債務者　伊藤　保隆
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６３号
三重県鈴鹿市東磯山４丁目16―25　アイランドイソヤマ202号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市東磯山３丁目31番23号
債務者　楠原　　淳
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６４号
三重県鈴鹿市東磯山３丁目31番23号、前住所三重県津市河芸町三行1236番地
債務者　楠原　久美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５号
三重県鈴鹿市東磯山３丁目31番23号、前住所三重県津市河芸町三行1236番地
債務者　伊藤　充生
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６６号
三重県鈴鹿市東磯山３丁目31番23号、前住所三重県津市河芸町三行1236番地
債務者　伊藤　清子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８５号
三重県松阪市嬉野須賀領町581番地５
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８６号
三重県津市高茶屋小森町2049番地２
債務者　伊藤　覚史
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９５号
三重県津市白塚町267　ヴィラルミエール202号室、前住所三重県津市河芸町上野17番地１メゾン奥村101
債務者　森川　和英
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係